

時間外勤務手当未支給に係る経過等について

年・月・日	経 過 等	備 考
平成23年		
3月 11日	東日本大震災発生	
3月 15日	時間外勤務手当等7千5百万円を予算措置（専決処分）	予算執行をせず凍結
4月 28日	市職員労働組合から「災害時の職員の勤務に関する要請書」等が提出	
5月 13日	市職員労働組合へ「災害対応業務に係る勤務時間については、予算の範囲内で命令し、管理されている。」などと回答	
5月 14日	市職員労働組合から「東日本大震災対応業務に係る職員の時間外勤務手当支給に関する要請書」が提出	
5月 20日	市職員組合へ「災害対応業務に係る時間外勤務手当については、予算の範囲内で命令し、支給している。」などを回答	
5月 20日	3月11～31日分の時間外勤務手当を支給	1人 約4万円支給
5月 26日	市職員労働組合から「災害対応業務に関する要請書」が提出	
6月 3日	市職員組合へ「時間外勤務命令は、原則、事前命令であることから、各所属長には必要に応じ指導する。」などと回答	
6月 24日	石巻労働基準監督署から市教育委員会教育長に対し、是正勧告（調理員に対して、平成23年3月1日から同月末日までの時間外労働を行わせたにもかかわらず割増賃金を払っていないこと。）	9月補正計上 129千円（11/21支給）
7月 8日	石巻労働基準監督署から市公営企業管理者気仙沼市長に対し、是正勧告（労働者に対して、平成23年3月1日から同年5月末日までの時間外労働を行わせたにもかかわらず割増賃金を払っていないことなど。）	9月補正計上 21,652千円（10/21支給）
10月 20日	石巻労働基準監督署から市長に対し、是正勧告（労働者に対して、平成23年3月1日から同月末日までの時間外労働を行わせたにもかかわらず割増賃金を払っていないこと。以降の期間についても、併せて調査した上、確認した不足分について、遡及して支払うこと。）	24年2月補正計上 1,917千円（3/21支給）
10月 24日	市職員労働組合から「時間外勤務に関する要求書」が提出された	
11月 4日	市職員労働組合へ「宮城県人事委員会への措置要求などについては、現在、宮城県人事委員会等で調査中のものであり、その結果を注視している。」などと回答	
11月 10日	石巻労働基準監督署から市教育委員会教育長に対し、是正勧告（用務員及び調理員に対して、平成23年3月1日から同月末日までの時間外労働を行わせたにもかかわらず割増賃金を払っていないことなど。）	24年2月補正計上 219千円（3/21支給）

年・月・日	経緯（概要）等	備考
平成24年		
2月 24日	宮城県人事委員会に提出された措置要求に対して、「時間外勤務を精査し、時間外勤務手当に未支給のものがある場合にはその額を各要求者に支給すること」などの勧告を受けた。（平成23年（措）第2号事案～平成23年（措）第5号事案 139名）	
3月 21日	宮城県人事委員会に提出された措置要求に対して、「時間外勤務を精査し、時間外勤務手当に未支給のものがある場合にはその額を各要求者に支給すること」などの勧告を受けた。（平成23年（措）第6号事案 96名）	
4～7月	市と市職員労働組合が協議	
7月 30日	労使検討委員会で勤務実態調査を実施 （調査対象期間：平成23年3月11日～平成24年3月31日）	調査結果（未支給額） 約5億2千8百万円
平成25年		
1月 17日	市職員労働組合から「3月11日以降の時間外勤務手当支給に関する要求」が提出	
2月 19日	市職員労働組合へ「過年度分として1億3千万円を確保することができ、2月定例会に提案する。」などを回答	
2月 26日	過年度分時間外勤務手当1億3千万円予算措置（議決）	3月21日支給 約1億3千万円
4月 22日	市職員労働組合から「時間外勤務に関する要求書」が提出	
5月 13日	市職員労働組合へ「平成24年度の時間外勤務について、時間外勤務の縮減に向けた取組みとして実態調査を行う予定。」などと回答	
10月 11日	労使検討委員会で勤務実態調査を実施 （調査対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日）	調査結果（未支給額） 約1億2千4百万円
平成26年		
5月 8日	職員労働組合から「時間外勤務に関する要求書」が提出	
10月 30日	職員労働組合から「時間外勤務に関する要求書」が提出	
平成27年		
1月 31日	職員A：時間外手当の支給を求め、市を提訴 請求期間：平成25年1月から平成26年4月まで 内容等：市に対し、金155万3937円及びこれに対する平成26年5月22日から支払済みまで年5分の割合の遅延損害金、並びに上記未払賃金と同額の付加金及びこれに対する本判決確定の日の翌日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める	
2月 18日	職員Aに係る第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁催告状を受領 口頭弁論期日：平成27年4月22日（水）午後1時15分 答弁書提出期限：平成27年4月15日（水）	

年・月・日	経緯（概要）等	備考
2月 27日	<p>職員B：時間外手当の支給を求め、市を提訴 請求期間：平成23年3月から平成26年12月まで。 内容等：市に対し、金396万5166円及びこれに対する平成23年4月22日から支払済みまで年5分の割合の遅延損害金、並びに平成25年3月以降の未払賃金と103万5448円の付加金及びこれに対する本判決確定の日の翌日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める</p>	
3月 18日 3月 4日 4月 6日 4月 7日 4月 9日 4月 15日 4月 16日 4月 22日 5月 1日 6月 17日 6月 25日 7月 1日 7月 13日 7月 29日	<p>職員Bに係る第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁催告状を受領 口頭弁論期日：平成27年4月16日（木）午後1時10分 答弁書提出期限：平成27年4月9日（木）</p> <p>市職員労働組合から「時間外勤務に関する要求書」が提出された 市職員労働組合へ「過年度分の時間外勤務手当の支払いについて、労使検討委員会において法的な課題の整理や実態調査の方法などを協議し、早期の支払いに努める。」などと回答 市職員労働組合から「時間外勤務に関する要求書の回答に対する意見について」が提出 市職員労働組合へ「労使検討委員会委員4名」を回答 労使検討委員会で時間外勤務に関する協議を開始 職員B：第1回口頭弁論期日（4月8日、口頭弁論期日変更申請） 職員A：第1回口頭弁論期日 → 変更 7月29日 午後1時15分（4月8日、口頭弁論期日変更申請） 労使検討委員会で勤務実態調査を実施（調査対象期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日） 市職員労働組合から「時間外労働不払問題の解決に向けた支払計画及び労使検討委員会で確認していた調査結果の提示」の申入書が提出 市職員労働組合へ「時間外勤務実態調査結果等について」回答。併せて、今後の時間外勤務手当問題の解決に関する「気仙沼市役所の進化・活性化に向けた取組み（案）」を提示 「時間外勤務の縮減に向けた総合対策について」を所属長に通知 職員Bに係る「口頭弁論期日を9月下旬頃に指定されるよう」上申書を提出 → 変更 10月22日 午後1時15分 職員A：第1回口頭弁論期日 → 変更 10月19日 午後1時15分（7月15日、口頭弁論期日変更申請）</p>	 労使検討委員会委員として4名の推薦あり 調査結果（未支給額） 約3億9千万円

年・月・日	経緯（概要）等	備考
9月 11日	市長から市職員労働組合執行委員長に対し、合意に向けた当局案を提示	
10月 19日	職員A：第1回口頭弁論期日 → 変更 12月21日 (10月13日, 口頭弁論期日変更申請)	
10月 22日	職員B：第1回口頭弁論期日 → 変更 平成28年3月、双方代理人と協議して期日指定する (10月13日, 口頭弁論期日変更申請)	
11月 19日	職員労働組合執行委員長から市長に合意する意向が示される	
11月 26日	労使双方で「時間外勤務に関する確認書」を取り交わし	
12月 4日	時間外勤務手当（過年度分）を含む補正予算（案）を議会に提案	